



2021年7月9日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社
代表者名 取締役 代表執行役 社長兼 CEO 竹内 康雄
(コード番号 7733 東証第1部)
問合せ先 IR 部門 バイспレジデント 櫻井 隆明
(TEL. 03-3340-2111(代))

連結子会社（孫会社）に対する控訴審裁定に関するお知らせ

2021年4月9日付適時開示「連結子会社（孫会社）に対する訴訟の裁定および控訴の提起に関するお知らせ」にてお知らせいたしました通り、当社連結子会社（孫会社）である中国現地法人 Olympus (Shenzhen) Industrial Ltd.（以下「OSZ」）は、Shenzhen YL Technology Co., Ltd.（以下「YL」）による訴訟（以下「原審」）の提起を受けておりましたが、中国広東省深圳市中級人民法院（以下「本中級人民法院」）は、2021年3月19日付でOSZによる管轄権異議を認め、YLの訴えを却下する裁定を下しました。その後、YLは、原審を不服として2021年3月28日に広東省高級人民法院（以下「本高級人民法院」）に控訴（以下「本控訴審」）しておりましたが、このたび、本高級人民法院は、原審と同様に2021年6月23日付けでOSZによる管轄権異議を認め、YLの訴えを却下する裁定を下しました。

記

1. これまでの経緯

2020年1月20日付適時開示「（開示事項の経過）連結子会社（孫会社）の持分譲渡の中止に関するお知らせ」でお知らせいたしました通り、OSZの持分全部のYLに対する譲渡（以下「本取引」）に関して、YLとの間で締結した2018年12月25日付の契約（以下「本持分譲渡契約」）は、2020年1月20日付で解除され、終了しております。

2020年5月28日付適時開示「連結子会社（孫会社）による行政訴訟への第三者としての訴訟参加に関するお知らせ」にてお知らせいたしました通り、本持分譲渡契約において、YLの義務として、本取引に関する会社登記を行うことが定められておりましたが、深圳市市場监督管理局がYLによる会社登記を制限したため、本取引は実行されませんでした。

原審においては、YLは、本持分譲渡契約に基づきOSZの持分を取得しているとして、OSZの持分権者であることの確認を本中級人民法院に求めていましたが、本中級人民法院はOSZの管轄権異議を認め、YLの訴えを却下したため、YLはこれを不服として2021年3月28日付けで本高級人民法院に控訴しておりました。また、当社連結子会社であるOlympus (China) Co., Ltd.は、原審および本控訴審に第三者として訴訟参加しておりました。

2. 本控訴審の却下

本控訴審においても、原審と同様、OSZは、YLの請求が本持分譲渡契約の履行、解除に関わるものであり、本持分譲渡契約における紛争解決条項に基づいて中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会

における仲裁によって解決されるべきであり、人民法院は管轄権を有さず、YL の訴えは却下されるべきとして、管轄権異議を申し立てました。このたび、本高級人民法院は、本中級人民法院の裁定と同様に 2021 年 6 月 23 日付けで OSZ による管轄権異議を認め、本控訴審での YL の訴えを却下する裁定を下しました。

3. 今後の見通し

本控訴審による当社業績への影響はありません。今後開示すべき事象が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上